

「チョコイソコとよあけ」実証実験

第6期運行計画

(2020年7月～9月)

はじめに

「チョイソコとよあけ」は、豊明市民のお出かけをより良いものとするために、既存の公共交通機関を活かしつつ、オンデマンド型の乗合交通(※1)という新たな交通モードの導入により、次の二つの政策課題を解決することを目的として実証実験を行う。

1つ目の政策課題は、身体的な事情等でお出かけしにくい高齢者や障がい者の方への積極的な外出支援である。そのような方に対し、病院、買物など生活や健康増進に必要な店舗等へ、お出かけ目的と移動手段をセットで確保することで積極的な外出支援を促し、かつ自家用車の運転や家族送迎に頼らない暮らしを創出することについて検証する。

2つ目の政策課題は、効率のよい公共交通網の形成である。2018年度に策定した豊明市地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の基本方針及びネットワーク形成方針に基づく効率のよい公共交通網を形成するため、支線的な役割（フィーダー）を検証する。

これら2つの課題については、網形成計画においても個別課題として整理している一方で、その具体的な解決策や事業提案までは明記していない。

よって、この実証実験により、持続可能な公共交通としての機能性をしっかりと検討し、上記政策課題に資する結果が出た場合においては、網形成計画において、豊明市の公共交通網の一部としてチョイソコとよあけを位置づけることとする。

※1 利用者の事前予約に応じ、運行経路やスケジュールを合わせて運行する交通

第1章 高齢者や障がい者の方の積極的な外出支援（福祉施策）

豊明市では、65歳以上の割合は増加傾向にある。また、多くの人々が自動車を利用しているが、年齢を重ねるとともに運転に不安を感じる人が増えており、運転免許証の自主返納数も増えている。このような高齢者や障がい者などお出かけに不自由を感じている人たちに対して、チョイソコとよあけ（以下「チョイソコ」という。）が日常生活における移動手段として機能し得るものであるか検証を行う。

1 会員条件

チョイソコは、登録会員（登録方法についてはP.19参照）が利用できるサービスとし、会員となる条件は、以下の「高齢者・障がい者会員」のすべてに該当する者とする。

「高齢者・障がい者会員」

(1) 自力で予約並びに停留所まで移動及び乗降することができる者

※ 介助者の同行により乗降できる場合は利用可。

※ 車いすでの利用は不可。

(2) 次のいずれかに該当する者

(ア) 市内在住の65歳以上の者

(イ) 市内在住の障がい者

- ・市内在住とは、会員登録時点で豊明市に居住している者とし、なお、会員が市外に転出した場合には、その時点で会員登録を抹消するものとする。
- ・65歳以上の者とは、会員登録時点で年齢が65歳以上の者をいう。
- ・障がい者とは、会員登録時点で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（第2章においても同様。）をいう。
- ・介助が必要な会員は、介助者を同行できるものとする。なお、介助者は、第1章及び第2章に規定する会員条件を満たさなくてもよいものとする。
- ・会員条件の確認は、市が住民情報等をもとに行うものとする。

2 停留所

豊明市内にチョイソコの乗降できる場所として、下記のとおり停留所を設置する。
 なお、停留所以外での乗降は、不可とする。

- (1) 住宅地停留所
- (2) 事業者停留所
- (3) 公共施設停留所
- (4) 墓地・公園停留所

(1) 住宅地停留所

- ・住宅地停留所とは、交通不便地域の任意の場所に設置する停留所で、地域住民の利便性とチョイソコの運行効率及び安全性を考慮し、地域住民との合意のもと設置する停留所をいう。
- ・交通不便地域とは、網形成計画に基づく地域路線検討地域、ひまわりバス路線撤退地域、または、地形の高低差によりバス停までの移動が困難であったり、道路が狭隘でバスの進入が困難であるなど、地理的要因によって路線バスやひまわりバスの利用が不便な地域とし、第6期運行計画においては、下記行政区及び町内会を交通不便地域とする。
- ・交通不便地域の範囲は、行政区（町内会）単位で設定する。

▼表1 第6期運行計画における住宅地停留所が設定可能な交通不便地域

沓掛エリア	仙人塚・間米エリア
東沓掛区全域 (若王子、藪田、上高根、下高根、小所及び中川町内会)	前後区の一部 (前後ニュータウン及び前後北町内会)
西沓掛区全域 (山新田、山田、徳田、本郷、宿、寺内、荒井、ひかり台団地及び大同町内会)	西区全域 (仙人塚東、仙人塚西、競馬場東、前後西及び敷田町内会)
	間米区全域 (鶴根、榎山、間米、西鶴根及び榎山台町内会)

- ・網形成計画に位置づけられた地域路線の具体的な運行形態としてチョイソコが選定された場合、豊明市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の承認を経たうえで、当該地域を新たな交通不便地域として追加する。

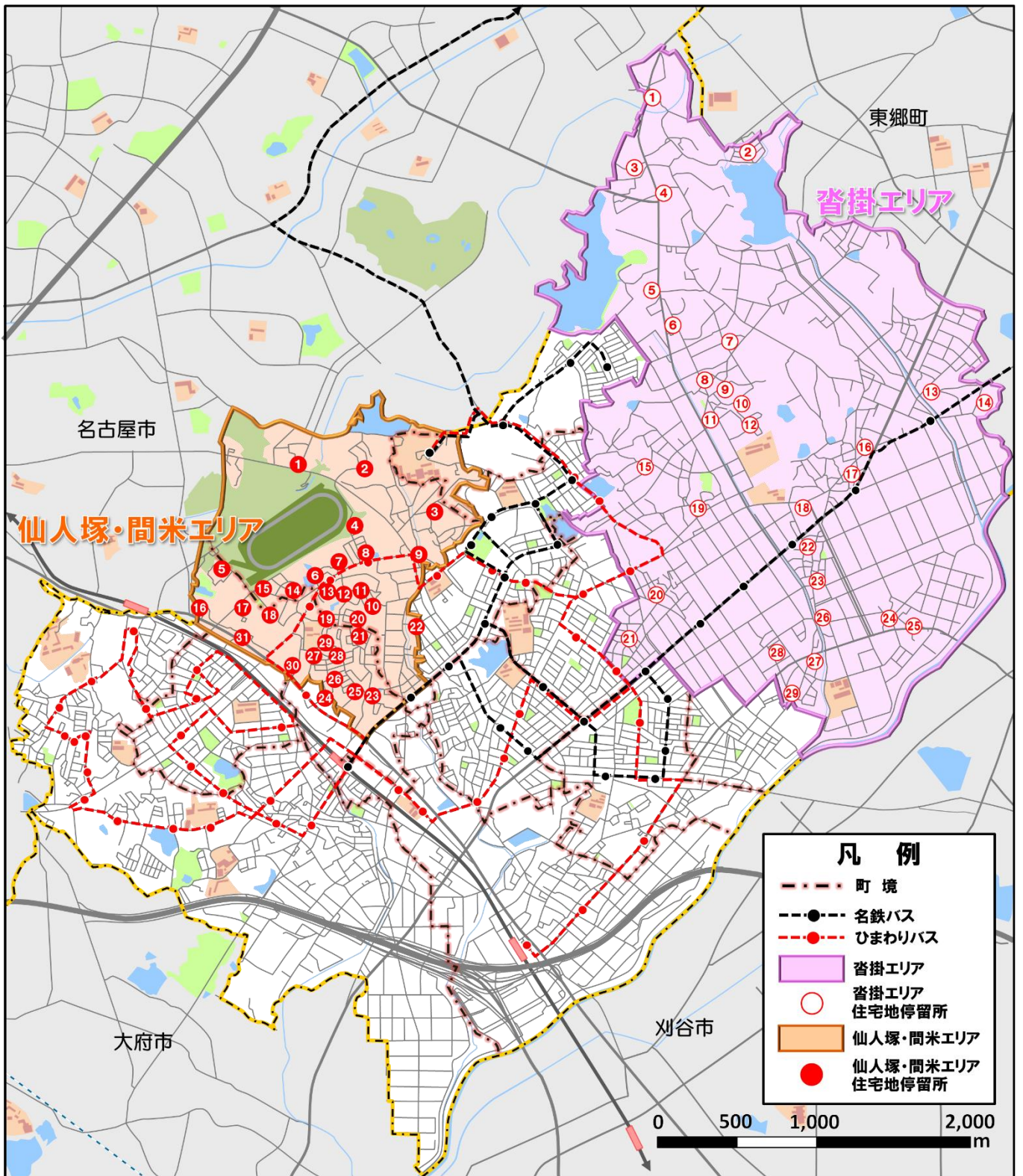
▼表2 沓掛エリア住宅地停留所

①	山新田	⑪	徳田池下	⑳	荒井老人憩の家
②	若王子	⑫	ひかり台団地集会所	㉑	下高根常夜灯
③	くっかけホーム	⑬	烏ヶ根公園	㉒	下高根公会堂
④	一長田	⑭	藪田集会所	㉓	中川
⑤	山田	⑮	大同集会所	㉔	川部
⑥	坊主山	⑯	神明広場	㉕	小所公民館
⑦	北班ゴミ集積所	⑰	上高根	㉖	小所老人憩の家
⑧	徳田老人憩の家	⑱	北畑	㉗	寺内集会所
⑨	集荷場	㉀	本郷公会堂	㉘	寺内3班
⑩	松本	㉁	宿公民館		

▼表3 仙人塚・間米エリア住宅地停留所

①	中京競馬場北	⑫	誉前	㉓	二ツ池
②	奥鶴根南口	⑬	榎山鶴根	㉔	仙人塚第1資源ゴミ置き場
③	間米上北口	⑭	敷田町内会防災倉庫	㉕	仙人塚第2資源ゴミ置き場
④	メンバーズタウン豊明	⑮	中京競馬場南東	㉖	仙人塚第3資源ゴミ置き場
⑤	中京競馬場舎宅前	⑯	サガミ有松店前	㉗	仙人塚第4資源ゴミ置き場
⑥	服部パーキング	⑰	長池	㉘	仙人塚第5資源ゴミ置き場
⑦	西鶴根町内会防災倉庫	⑱	三ツ谷公園集会所	㉙	仙人塚第7資源ゴミ置き場
⑧	間米西二・三組ごみ集積所	㉀	榎山公園	㉚	前後神明社
⑨	間米東	㉁	榎山台東	㉛	ほら貝歩道橋
⑩	榎山曲角	㉂	ホワイトタウン公園		
⑪	榎山竹林	㉃	八ツ屋老人憩の家		

▼図1 市内の住宅地停留所



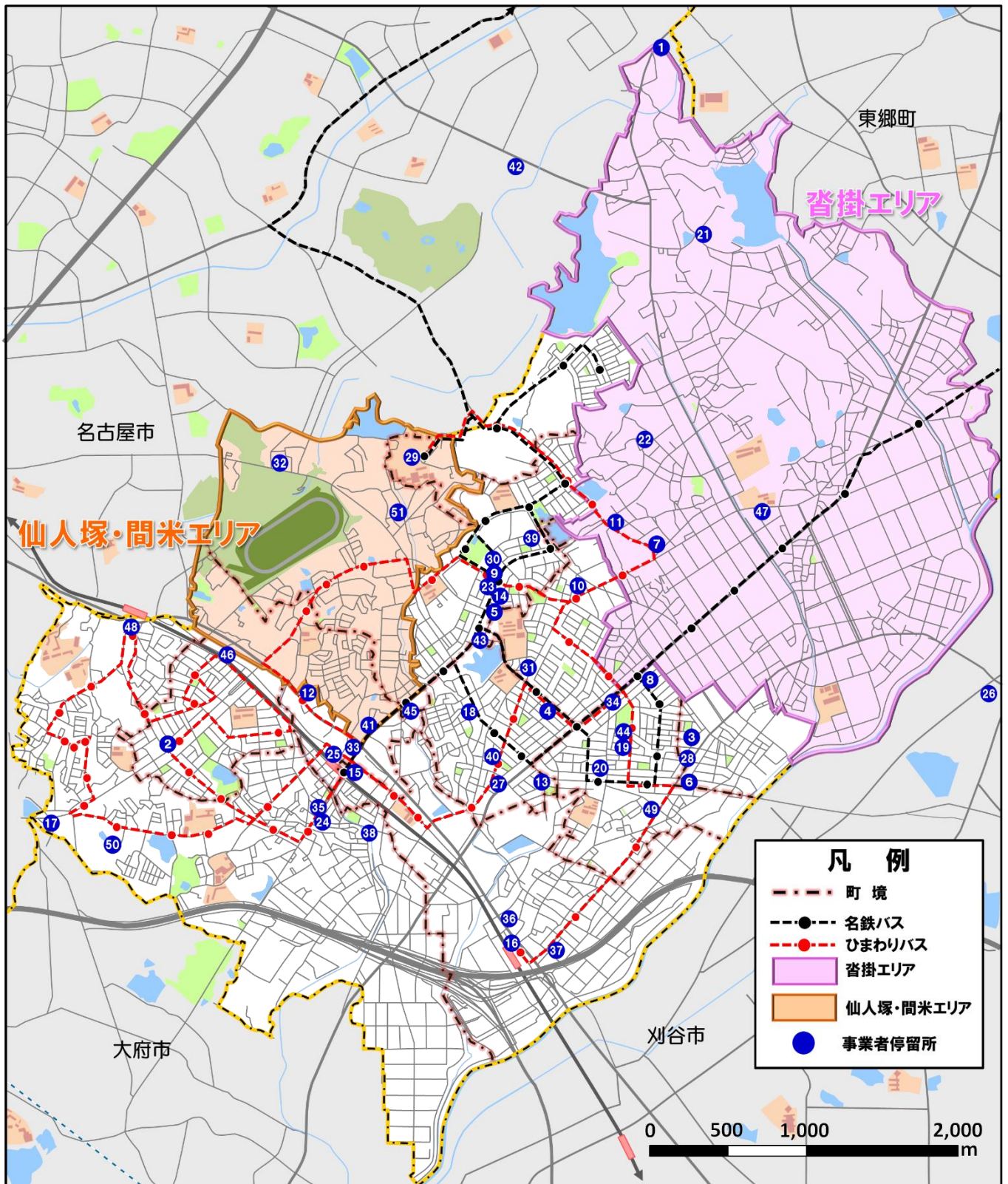
(2) 事業者停留所

- ・事業者停留所とは、チョイソコに協賛いただける豊明市内または市外のうち市境から 500m 以内に存在する事業者施設に設置する停留所をいう。
- ・チョイソコへの協賛は、協会、組合等団体での協賛も可とし、その団体に加入している施設へ停留所が設置できるものとする。

▼表 4 事業者停留所

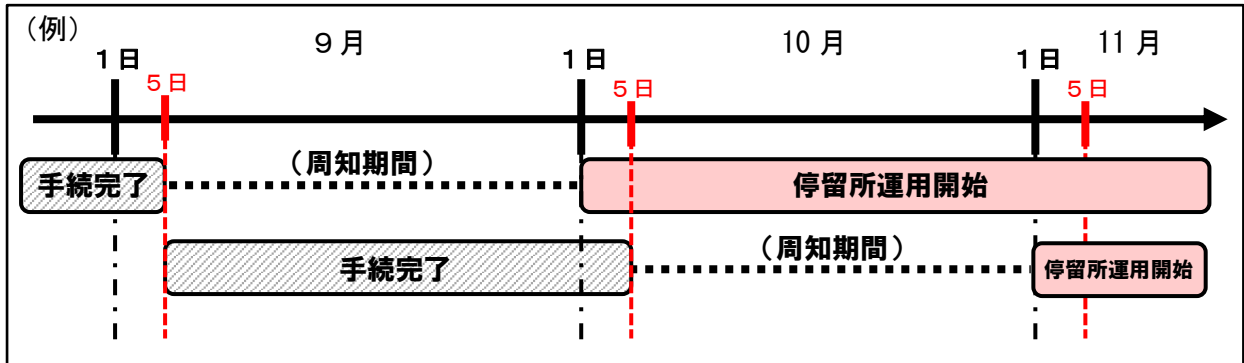
1	相生山病院	26	ピアゴ井ヶ谷店
2	相生山クリニック（旧牧医院）	27	ピアゴ豊明店
3	ユタカ	28	深谷胃腸科外科
4	岡崎信用金庫 豊明支店	29	藤田医科大学病院
5	カカイ（ハワイアンディング & カフェ）	30	ふじたまちかど保健室
6	カラオケクラブ ダム豊明店	31	古田功税理士事務所
7	加藤歯科医院	32	ヘアスタジオ チノ
8	河本整形外科	33	碧海信用金庫 豊明支店
9	コパンスイミングスクール豊明	34	碧海信用金庫 豊明北支店
10	すえしげ眼科	35	前田デンタルクリニック
11	スギ薬局沓掛店	36	前原外科・整形外科・小児科
12	スギ薬局前後店	37	まつい歯科医院
13	スギ薬局豊明三崎店	38	マックスさかえ教室
14	スギ薬局二村台店	39	まつもり歯科
15	前後整形外科内科クリニック	40	三崎発展会 e g a o 家前
16	タックメイト豊明駅前店	41	みずのクリニック
17	中日調剤薬局 豊明おおね店	42	みどり楽の湯
18	手打ちそば 瀧本店	43	L A P ガーデン
19	外山歯科医院	44	カラオケ喫茶ピジョン
20	豊明市社会福祉協議会	45	豊明ぜんご眼科
21	豊明老人保健施設	46	古民家カフェ なごみ亭
22	豊明第二老人保健施設	47	あいち尾東 沓掛支店
23	名古屋銀行 豊明支店	48	藤田こころケアセンター
24	西尾信用金庫 豊明支店	49	ゆたか接骨院
25	パルネス前後	50	豊明苑
		51	ストロベリーファーム栗

▼図2 市内の事業者停留所



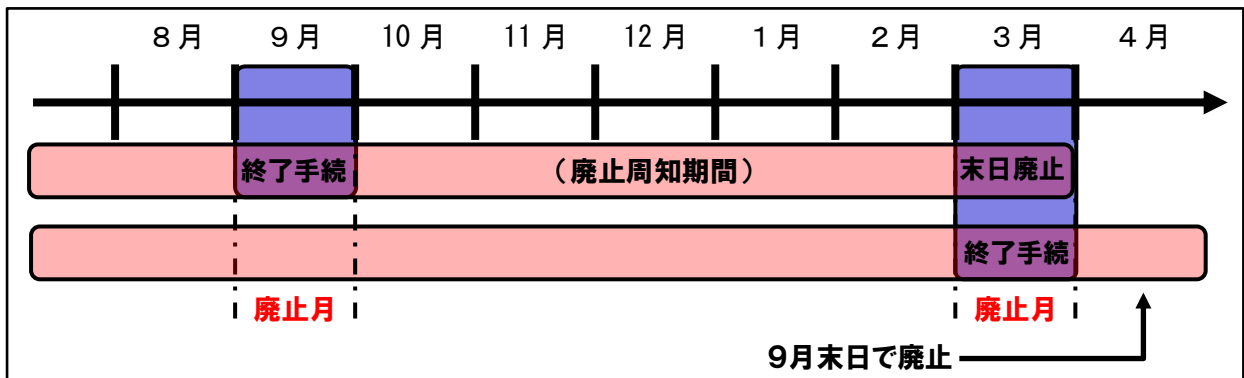
- ・ 停留所の設置を希望する事業者は、毎月5日までに申込み等の手続きを行うことで、翌月1日より停留所を設置することができる。

▼図3 事業者停留所設置までのスケジュール例



- ・ 停留所の廃止を希望する事業者は、9月または3月（以下「廃止月」という。）に停留所廃止の手続き等を行うことで、翌廃止月をもって停留所を廃止することができる。

▼図4 事業者停留所廃止までのスケジュール例



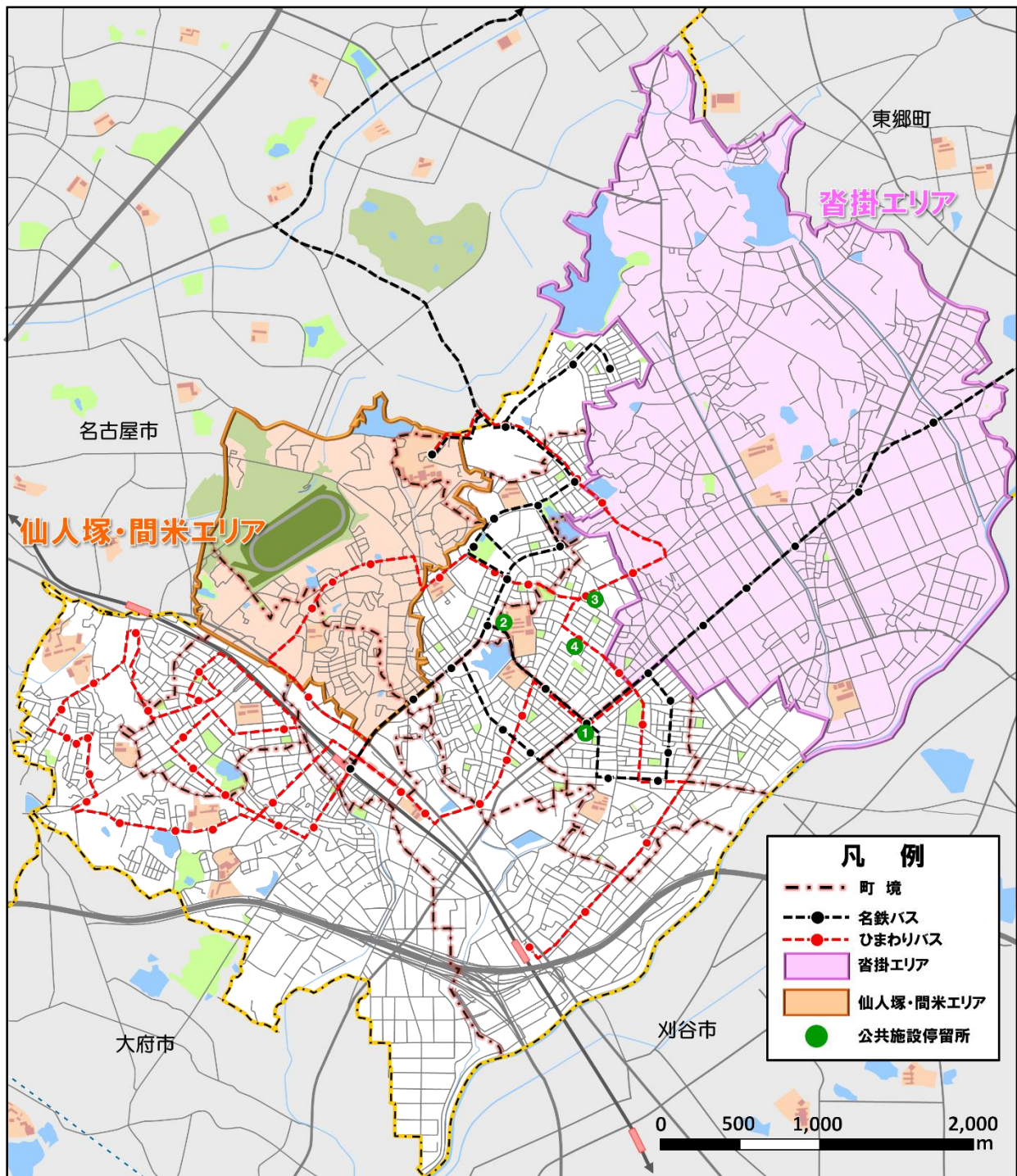
(3) 公共施設停留所

・公共施設停留所とは、市内公共施設のうち、下記施設に設置する停留所をいう。

▼表5 公共施設停留所

①	豊明市役所	③	豊明市文化会館
②	豊明市立図書館	④	豊明市福祉体育館

▼図5 市内の公共施設停留所



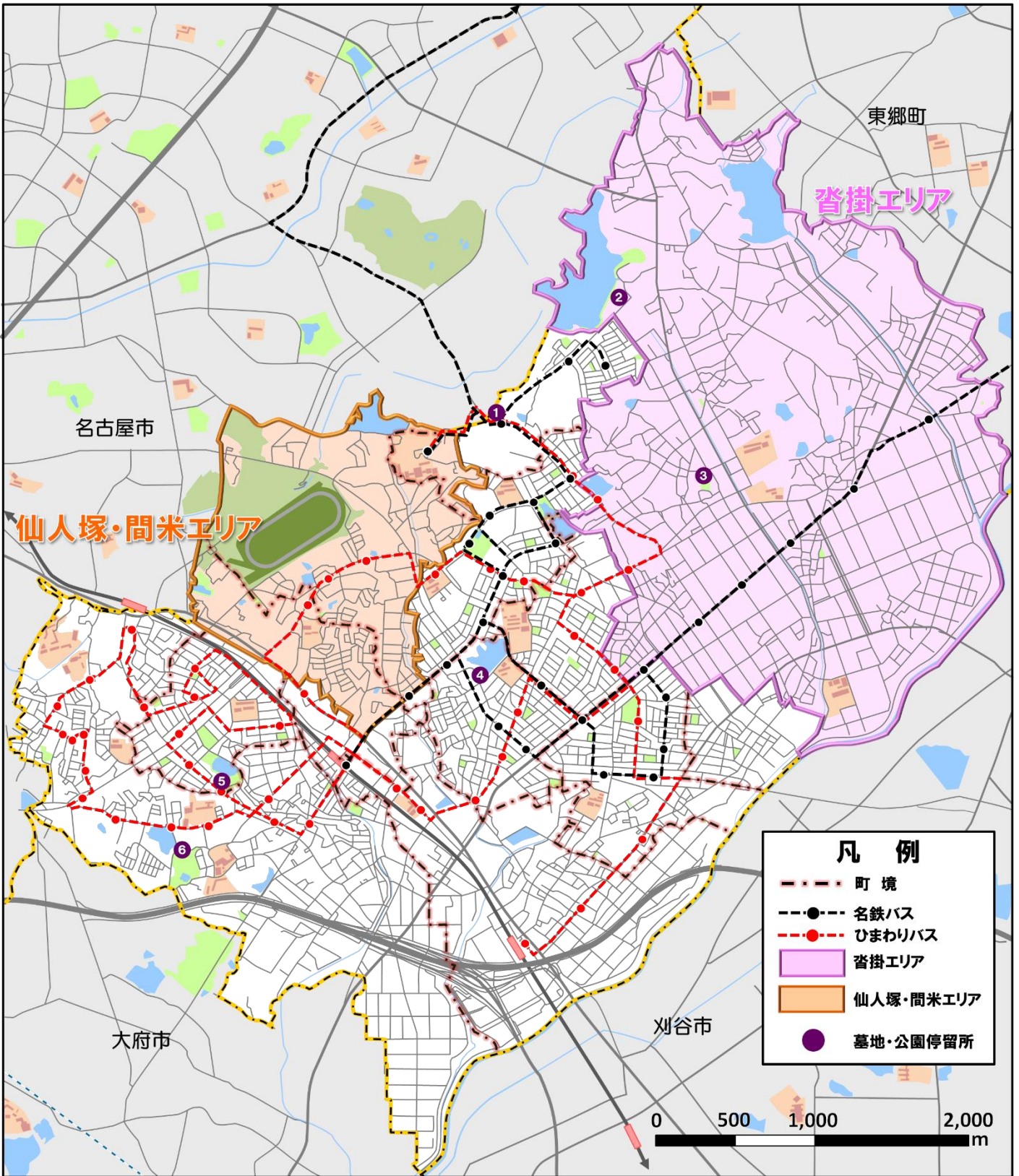
(4) 墓地・公園停留所

- ・ 墓地・公園停留所とは、目的の多様化による利用者の増加、高齢者及び障がい者の外出促進を検証するため、本市が管理している「墓地」、ウォーキングコース及び駐車場が整備されている「公園」に設置する停留所をいう。
- ・ 墓地・公園停留所については、第6期実証実験においては事業者停留所と同様の取り扱いとする。

▼表6 墓地・公園停留所

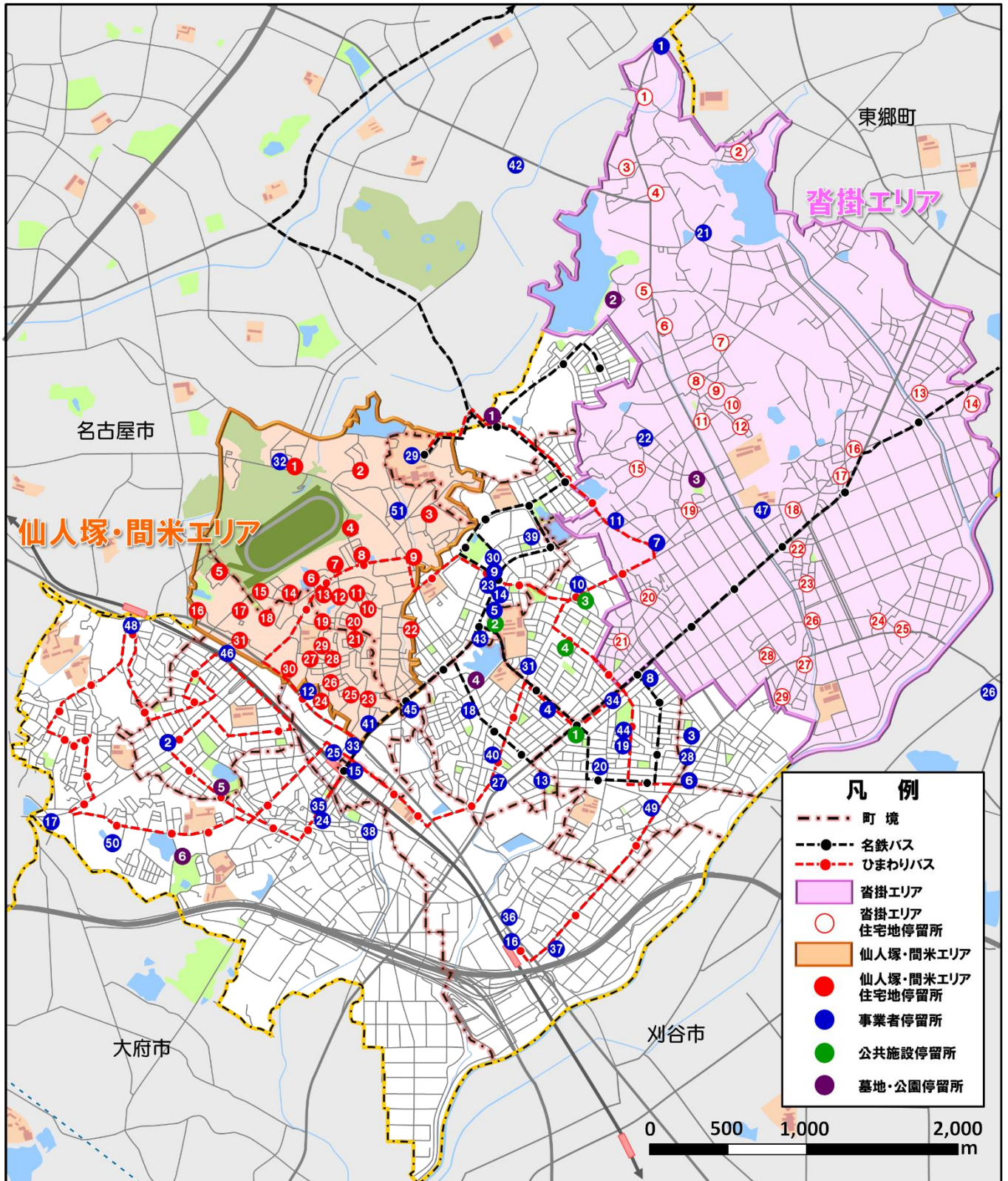
①	勅使墓園	④	三崎水辺公園
②	勅使水辺公園（勅使会館）	⑤	大蔵池公園
③	沓掛城址公園	⑥	大原公園

▼図6 市内の墓地・公園停留所



- ・各停留所には、チョイソコの停留所であることを示す掲示物等を任意の場所に設置することとし、一般的なバス停で利用される標柱は、基本的に利用しない。

▼図7 市内のチョイソコ停留所



3 移動ルール

利用者は、住宅地停留所、事業者停留所、公共施設停留所、墓地・公園停留所の各停留所間の移動ができるものとする。ただし、住宅地停留所間の移動は同一エリア内のみに限る。なお、既存公共交通の利用促進及びチョイソコの運行効率を考慮し、一部の移動については、以下の停留所で「チョイソコ名鉄バス」間の乗り換えを行うものとする。

○ 乗り継ぎ・乗り換え停留所

「スギ薬局二村台店」 「豊明市役所」

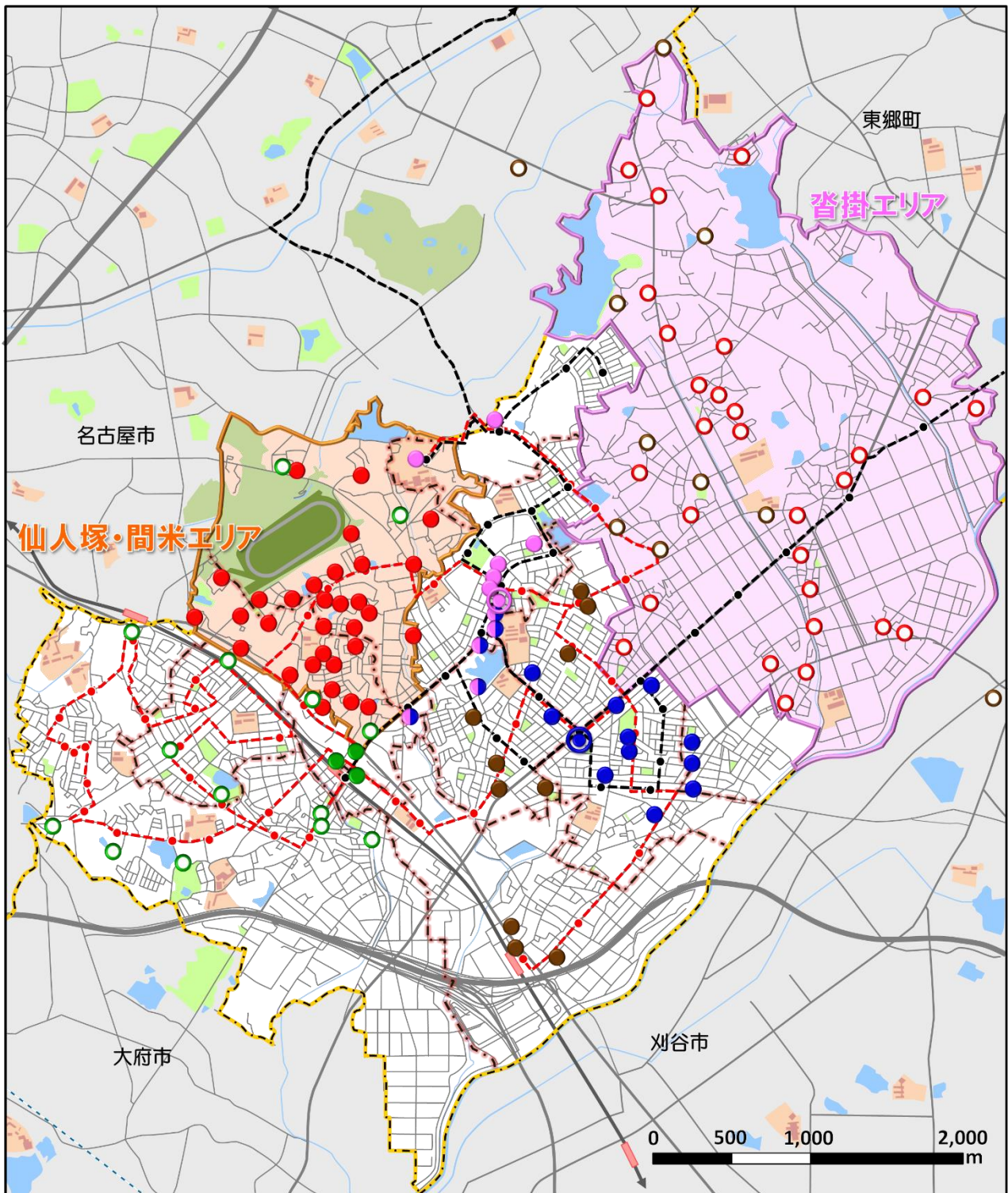
また、名鉄バスの豊明団地線及び吉池団地線の路線と重複する移動については、名鉄バスの利用を案内し、チョイソコは受け付けない。

- ・実証実験においては、高齢者及び障がい者の日常生活における移動手段としての機能及び既存公共交通への影響を検証するため、住宅地停留所、事業者停留所、公共施設停留所、墓地・公園停留所間の移動ができるものとする。
- ・住宅地停留所間については、沓掛エリア及び仙人塚・間米エリア内の同一エリア内に限り移動ができるものとする。
- ・沓掛エリア内の停留所（住宅地、事業者、墓地・公園）と市南西部の事業者停留所間の移動については、チョイソコの運行効率を考慮し、スギ薬局二村台店または豊明市役所においてチョイソコ車両同士の乗り継ぎを行う。
- ・沓掛エリア内の停留所（住宅地、事業者、墓地・公園）と前後駅周辺の事業者停留所間の移動については、既存公共交通の利用促進及びチョイソコの運行効率を考慮し、スギ薬局二村台店または豊明市役所において「チョイソコ名鉄バス」間の乗り換えを行う。
- ・名鉄バスの豊明団地線及び吉池団地線の路線と重複する移動については、チョイソコ予約受付時に名鉄バスの利用を案内し、チョイソコは受け付けない。

【名鉄バス案内区間の例】

- × 前後駅周辺の事業者停留所 ⇔ センター前周辺の事業者停留所（豊明団地線）
- × 前後駅周辺の事業者停留所 ⇔ 豊明市役所及び周辺の事業者停留所（吉池団地線）

▼図8 チョイスコの移動ルール



直接移動可		直接移動不可		乗り換えを伴う移動		
チョイスコ	名鉄バス	チョイスコ	名鉄バス	チョイスコ	乗換	名鉄バス
○	↔	○	↔	○	↔	○
○	↔	●	↔	○	↔	●
○	↔	○	↔	○	↔	○
○	↔	●	↔	○	↔	○
○	↔	○	↔	○	↔	○
○	↔	○	↔	○	↔	○
○	↔	○	↔	○	↔	○
○	↔	○	↔	○	↔	○
○	↔	○	↔	○	↔	○

第2章 交通不便地域における地域路線（公共交通施策）

網形成計画では、路線バスやひまわりバスを補完する役割として、地域路線を位置付けている。地域路線は、地域が主体となって各地域の移動ニーズに応じた運行方式を検討し、地域と行政が連携して運行することとしている。

チョイソコが地域路線の一つの形として、効率のよい公共交通網を形成するための支線的機能を有するものであるか検証を行う。

1 会員条件

チョイソコの会員となる条件に、第1章で定める「高齢者・障がい者会員」のほか、以下の「交通不便地域会員」のすべてに該当する者とする。

「交通不便地域会員」

(1) 市内交通不便地域に在住の者

(2) 65歳未満の者

(3) 障がい者以外の者

- ・ 交通不便地域に住むとは、会員登録時点で交通不便地域に居住している者とする。なお、会員が当該地域外に転出した場合には、その時点で会員登録を抹消するものとする。なお、交通不便地域とは、第1章における定義と同様とする。
- ・ 65歳未満の者とは、会員登録時点で年齢が65歳未満の者をいう。なお、当該会員が65歳となった場合は、第1章に規定する高齢者・障がい者会員に規定を適用するものとする。
- ・ 中学生以下の者については、保護者の同意のもと会員登録を行うものとする。
- ・ 小学生以下の利用については、保護者が利用予約を行うことを基本とする。
- ・ 会員条件の確認は、市が住民情報等をもとに行うものとする。

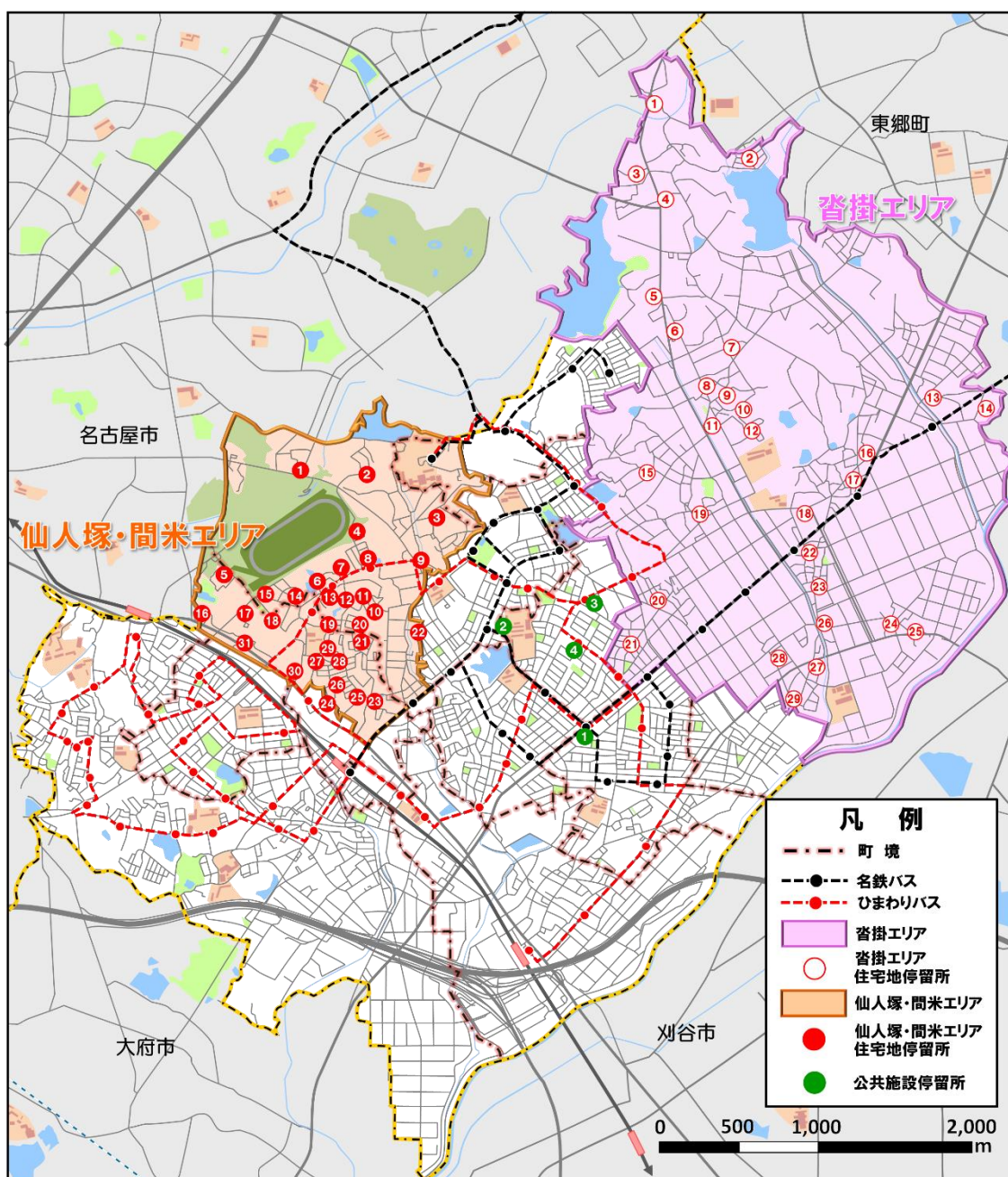
2 停留所

「交通不便地域会員」となった者が乗降できる場所は、下記の停留所とする。なお、停留所以外での乗降は、不可とする。

- (1) 住宅地停留所
- (2) 公共施設停留所

・ 停留所は、第1章で定めた停留所と同じものとする。

▼図9 交通不便地域会員が利用できる停留所



3 移動ルール

「交通不便地域会員」となった者は、住宅地停留所と公共施設停留所間の移動を行うことができるものとする。ただし、住宅地停留所間の移動は同一エリア内のみに限る。

- ・「交通不便地域会員」となった者は、住宅地停留所と公共施設停留所間の移動ができるものとする。これにより、公共施設停留所から名鉄バスやひまわりバスに乗り継ぎ、市の中心部への移動を確保する。
- ・住宅地停留所間については、沓掛エリア及び仙人塚・間米エリア内の同一エリア内に限り移動ができるものとする。

【公共施設停留所における平日のバス接続状況】

(1) 豊明市役所	名鉄バス前後行	28本/日
	名鉄バス赤池行	4本/日
	ひまわりバス前後行	16本/日
	ひまわりバス藤田医科大行	10本/日
	ひまわりバス豊明行	8本/日
(2) 図書館	名鉄バス前後行	112本/日
	名鉄バス豊明市役所行	23本/日
	名鉄バス藤田医科大行	71本/日
(3) 文化会館	ひまわりバス豊明市役所行	9本/日
	ひまわりバス藤田医科大行	10本/日
	ひまわりバス前後行	8本/日
(4) 体育館	ひまわりバス豊明市役所行	9本/日
	ひまわりバス藤田医科大行	6本/日

第3章 チョイソコ運行に関する事項

チョイソコの実証実験にあたり、運行計画を策定し、当該計画に基づき実施することとする。

・運行計画は、次のことを定めることとする。

- (1) 実証実験期間
- (2) 利用者の会員条件に関わる事項
- (3) 停留所の設置
- (4) 運行日、運行時間
- (5) 運賃
- (6) 予約及び乗降のルール
- (7) 車両
- (8) 運行事業者
- (9) 実証実験結果の検証方法
- (10) 次期計画等の策定

チョイソコの第6期実証実験期間は、2020年7月1日（水）から2020年9月30日（水）までとする。以降の運行については、公共交通会議で協議のうえ、次期運行計画を定めることとする。

- ・実証実験は、道路運送法第21条第2項に基づく乗合旅客運送（区域運行とし、区域は豊明市全域）とする。なお、道路運送法第21条第2項に基づく第5期実証実験の申請期間は、2020年7月1日から2020年9月30日までとする。
- ・第6期以降の運行については、公共交通会議において、道路運送法第21条第2項による実証実験の延長（運行内容変更による実証実験も含む。）、道路運送法第4条による本格運行、別の運行形態の導入等を協議し、それに基づく運行計画を策定し、空白期間を設けず継続的に運行するものとする。

運行日は、平日とする。
また、運行時間は、午前9時から午後4時までとする。

- ・運行日は、下記を除く日とする。
 - (1) 土曜日及び日曜日
 - (2) 祝日
 - (3) 天候条件や災害など安全な運行に支障がある日
 - (4) 年末年始、その他運行事業者が別に定めた日
- ・運行時間は、交通事情等によりやむを得ない場合を除き、運行日の午前9時から午後4時までとする。

運賃は、一乗車につき一人200円の定額とする。

- ・運賃は、一乗車につき一人200円（消費税及び地方消費税を含む。）の定額制とし、利用者は乗車時に当該運賃を支払うものとする。
- ・障がい者、介助者、交通不便地域に住む中学生以下等、ひまわりバスでは無料となっている者も、チョイソコにおいては、200円の運賃とする。

チョイソコの会員になるためには、会員登録をしなければならない。

- ・第1章又は第2章に規定する会員になるためには、会員登録をしなければならない。
- ・会員登録を希望する者は、別に定める会員登録申込書に必要事項を記入し、アイシン精機株式会社（以下「アイシン」という。）に送付するものとする。
- ・アイシンは、会員登録申込書を受理した場合は、速やかに申込書の内容を審査し、会員条件を満たしている場合には、チョイソコ会員証を発行し、申込者に郵送するものとする。
- ・会員は、チョイソコ会員証が届き次第、チョイソコを利用できるものとする。

チョイソコの利用は、電話での予約によるものとし、予約内容以外での乗降はできないものとする。

- ・利用者がチョイソコを利用する場合は、電話にて乗降場所、希望時間を申し込むものとし、予約が成立した場合に乗降できるものとする。なお、予約内容以外での乗降はできないものとする。
- ・予約は、アイシンで受けるものとする。
- ・予約は、利用希望日時の2週間前から15分前までとし、受付時間は、平日の午前8時30分から午後4時までとする。

実証実験は、市が調達する車両2台を運行事業者に貸与し実施する。なお、実証実験後に本格的に運行する場合においても、車両2台を上限とする。

- ・運行事業者は、宝交通株式会社とし、当該運行事業者に市から車両2台（10人乗りハイエースグランドキャビン）を無償貸与する。
- ・運行事業者は、当該車両2台を用いて道路運送法第21条第2項の規定に基づき、有償による乗合旅客運送を行う。
- ・運行事業者は、車両の定期点検及び事故・故障時等に備えるため、予備車両を用意し対応する。なお、チョイソコで使用する予備車両は、運行事業者が他の一般旅客自動車運送事業で使用している車両と併用することも可とする。
- ・本実験終了後において、引き続き実験を行う場合又は道路運送法第4条の規定に基づき本格的に運行する場合においても、チョイソコで使用する車両は2台を上限とする。

実証実験後の道路運送法第4条を見据えて、運転士の休憩時間等を明確にした配車管理及び運行スケジュールを構築する。

- ・道路運送法第4条を見据えて、車両2台の運転士の休憩時間を確保するため、休憩時間等を明確にした上で、それぞれの休憩時間を同時に設けず、2台とも運行していないということがないような運行スケジュールとする。

実証実験を行うにあたり、実験結果を検証し、次期以降の運行計画を検討するため、交通会議に分科会としてチョイソコ部会を設置する。

- ・実証実験を行うにあたり、実験結果を評価検証し、以降の運行計画案を検討するとともに公共交通全体の活性化策を協議するため、交通会議の分科会としてチョイソコ部会を設置する。
- ・チョイソコ部会は、会長が指名した職員、市内公共交通事業者の各代表、愛知運輸支局の代表、愛知県バス協会の代表、名古屋タクシー協会の代表、学識経験者で組織し、オブザーバーとしてチョイソコ運行事業者（宝交通株式会社、アイシン）を加える。
- ・チョイソコ部会の事務局は、豊明市に置く。
- ・チョイソコ部会は、実験結果の検証又は運行計画の検討以外においても、部会の会員の求めに応じて開催することができる。
- ・チョイソコ部会は、検証結果をもとにチョイソコの運行計画案を策定し、交通会議に協議事項として提出するものとする。

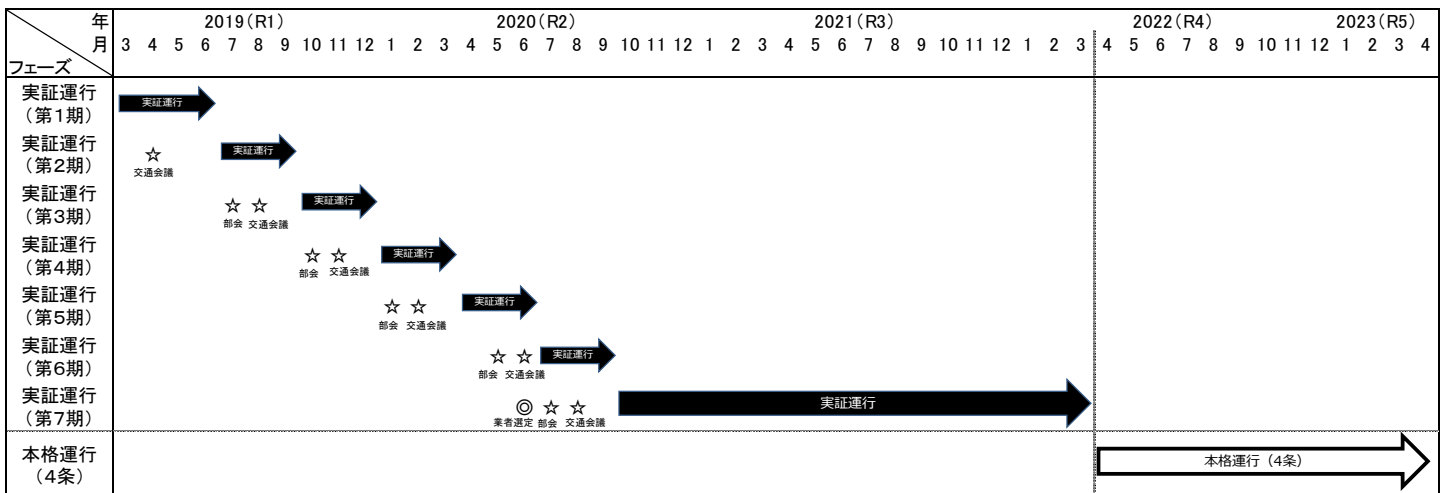
実証実験期間中においても、部会の会員、チョイソコの運行事業者等の求めに応じ、運行内容の修正について協議するためにチョイソコ部会を開催することができるものとする。ただし、運行内容を修正する場合においても、客観的事実に基づいたものによる修正とし、交通会議にて承認を受けるものとする。

- ・実証実験の運行は、交通会議で協議し、当該会議において認められた計画で、道路運送法第21条第2項、道路運送法施行規則第19条の規定による許可申請を行う。
- ・上記申請に係る事項以外については、実証実験期間においても、部会の会員、チョイソコ運行事業者の求めに応じ、運行内容の修正についてチョイソコ部会において協議することができる。
- ・停留所の増設・変更及び廃止が生じた場合には、毎月初めに協賛企業を取りまとめ、翌月の協賛企業数を確定し、チョイソコ部会員へ確認のうえ、速やかに交通会議委員へ報告する。

第6期の実証実験を終了する2020年9月30日までのデータは、10月以降も随時交通会議で情報共有・検証し、改善できることは実施していくものとする。

- ・第6期終了後も、チョイソコの利用状況等を随時交通会議で情報共有・検証し、改善をしていくものとする。
- ・運行計画の変更が伴わない軽微な修正については、公共交通会議で協議しながら随時改善していくものとする。また、運行計画の変更が伴うような大幅な修正については、契約期間から2年間(最初の契約のみ1年半)経過するタイミングで協議し、改善していくものとする。

【チョイソコ本格運行に向けたロードマップ】



第4章 公共交通の役割分担

(1) 名鉄バス

<網形成計画上の位置づけ>

都市間幹線、広域幹線及び市内幹線は、各路線の機能を維持します。



<名鉄バスの役割>

名鉄前後駅・藤田医科大学病院・豊明市役所の市内の各拠点に直線的に利用者を大量輸送する。

(2) ひまわりバス

<網形成計画上の位置づけ>

拠点連絡路線は、豊明市役所周辺地区の商業施設、名鉄前後駅、藤田医科大学病院といった市内の各拠点及び主要施設と、人口密集地を密に循環する路線とします。



<ひまわりバスの役割>

名鉄前後駅・藤田医科大学病院・豊明市役所の市内主要施設（公共交通結節点）と住宅密集地をシンプルな路線で循環し、市民等を輸送する。

(3) チョイソコ

<網形成計画上の位置づけ>

課題として挙げられている「④わかりやすく誰もが利用しやすい公共交通サービスの提供」、「⑤地域特性に応じた移動ニーズへの対応と公共交通維持の仕組みづくり」を解決する新たな交通モードの検証（地域公共交通網における新たな機能分類の追加を検討）



<チョイソコの役割>

バス停まで歩いていけない高齢者のお出かけ支援、拠点以外の生活に必要な買い物や病院等への輸送としての役割、交通不便地域の住民の交通結節点等への輸送の役割の2つを担い、日中においてオンデマンドで当該輸送を行う。

(4) タクシー

<網形成計画上の位置づけ>

個別の移動ニーズに柔軟に対応するとともに、その他の公共交通が運行していない地域や時間帯における移動ニーズに対応します。



<タクシーの役割>

名鉄バス、ひまわりバス、チョイソコで対応できない空間的・時間的（24時間、市内全域、ドアツードア）なきめ細かいサービスを提供する。

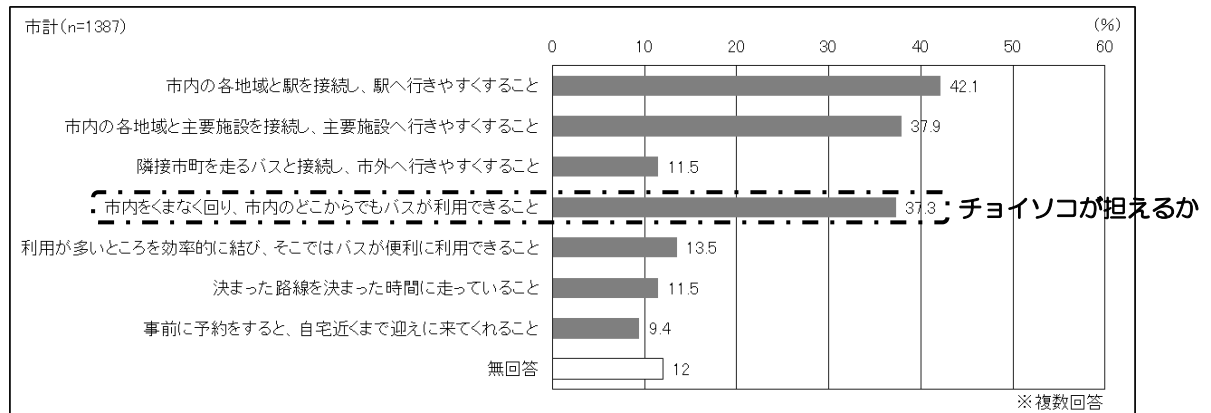
(目標)

各公共交通が連携して、「公共交通が人と人をつなぐしあわせのまち」を目指す。

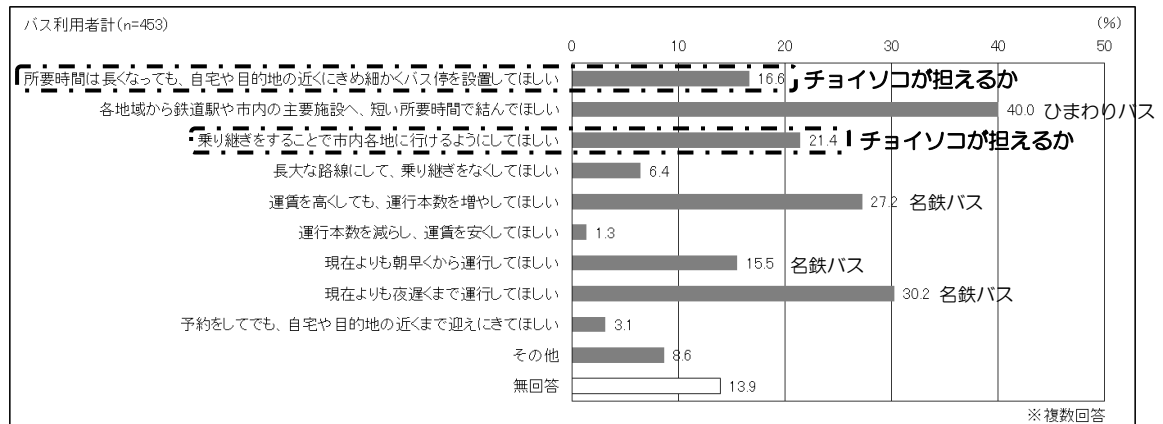


第5章 チョイソコの運行及び検証に関するデータ

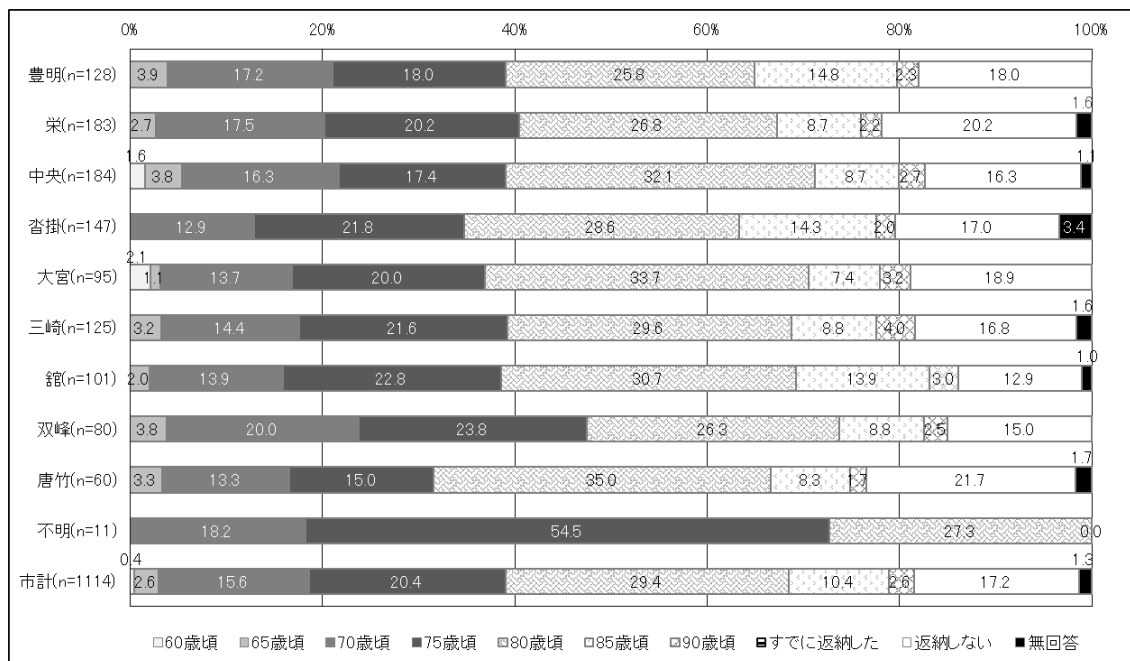
(1) ひまわりバスに期待する運行形態（網形成計画：市民アンケート）



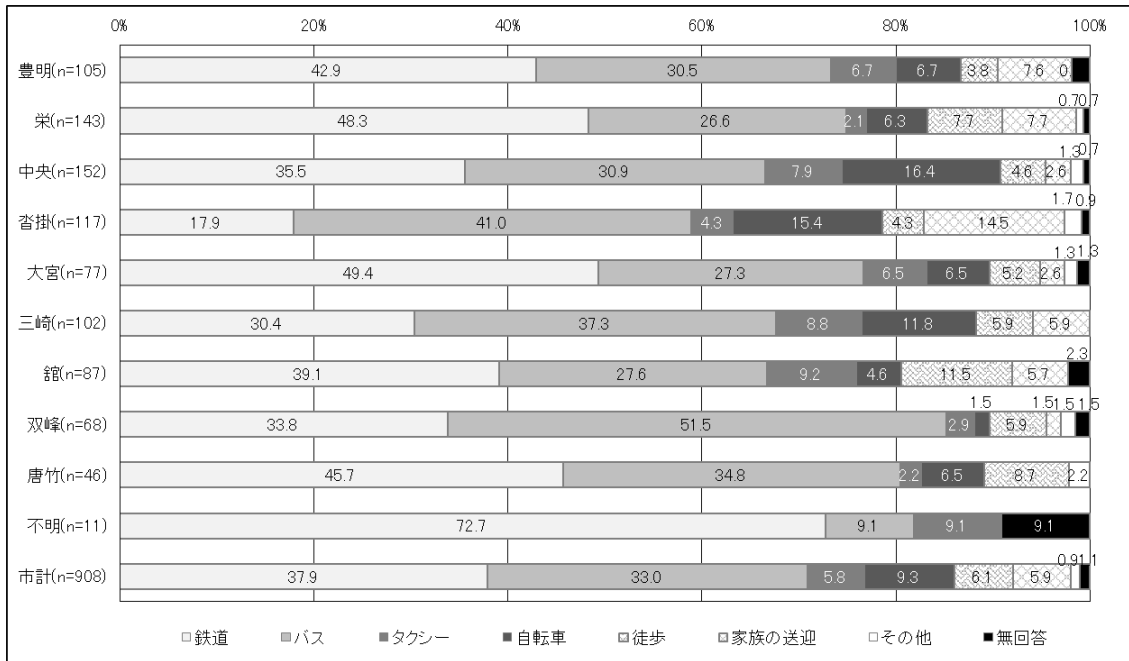
(2) 豊明市内のバス路線に求めるサービス（網形成計画：市民アンケート）



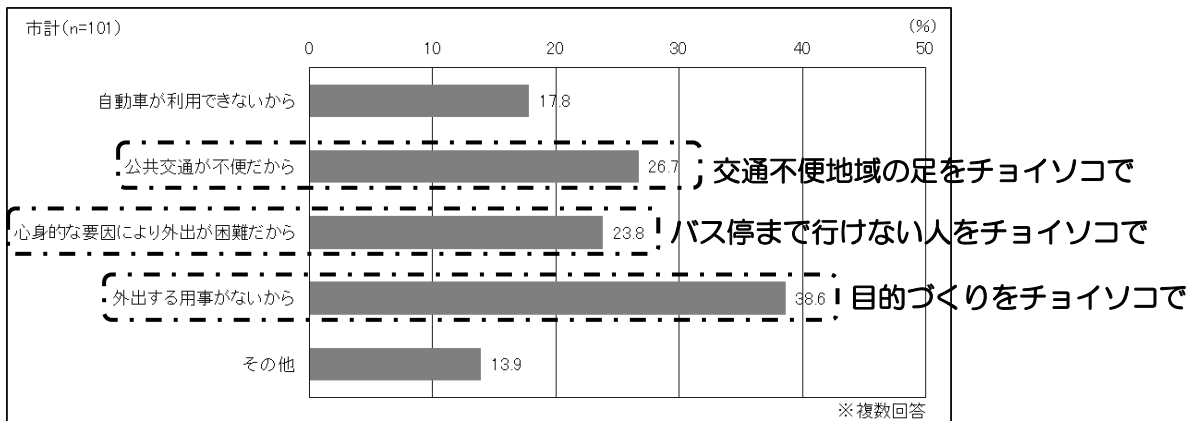
(3) 運転免許証を返納しようと思う年齢（網形成計画：市民アンケート）



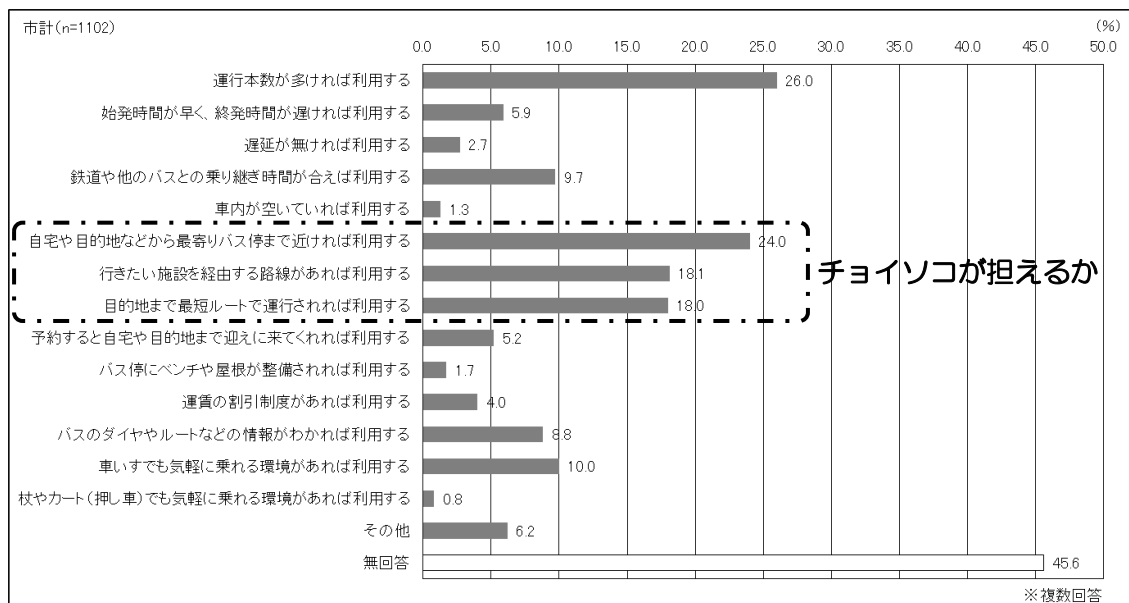
(4) 運転免許証を返納した後に利用したい又は利用している主な移動手段（網形成計画：市民アンケート）



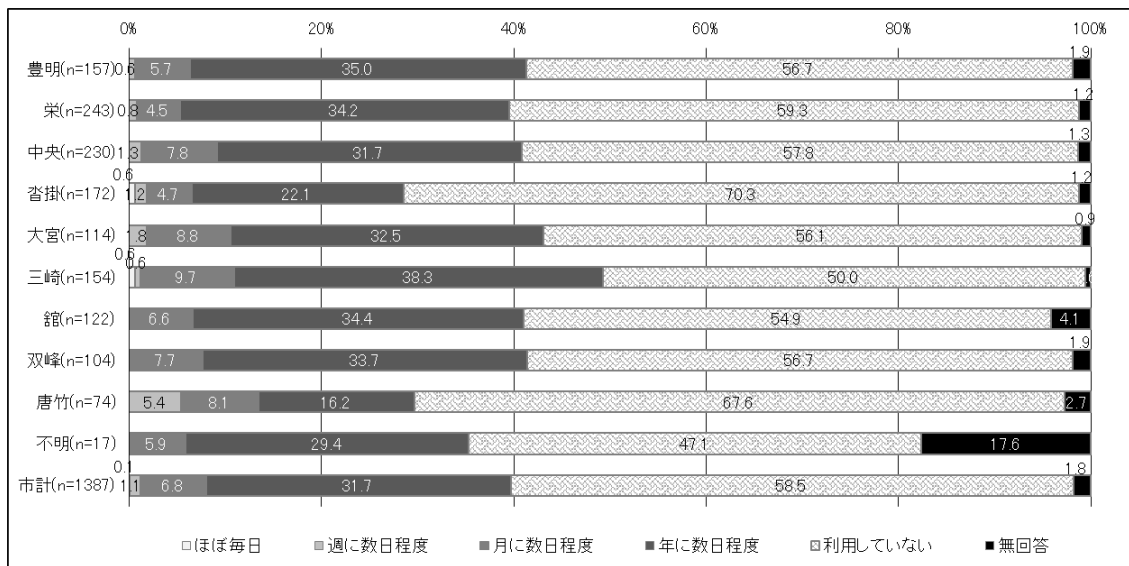
(5) 普段外出しない方、できない方の理由（網形成計画：市民アンケート）



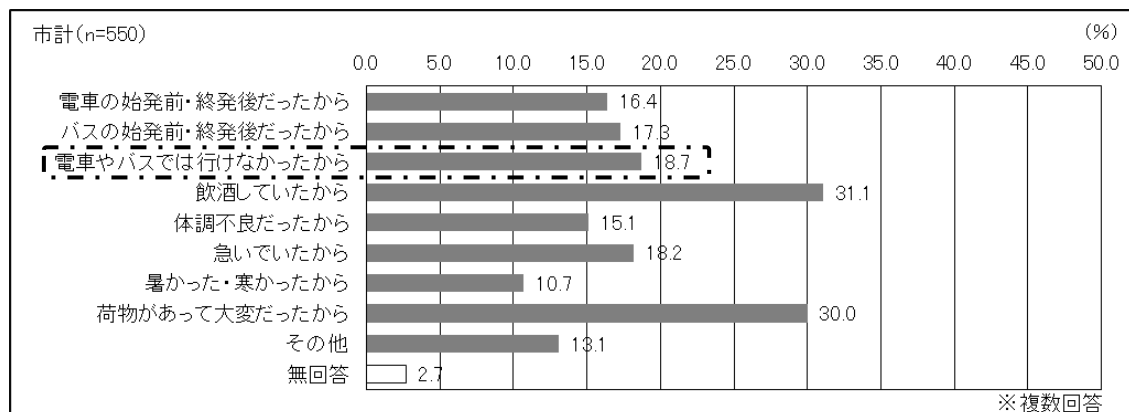
(6) ひまわりバスを利用するための条件（網形成計画：市民アンケート）



(7) タクシーを利用する頻度 (網形成計画：市民アンケート)



(8) タクシーを利用する理由 (網形成計画：市民アンケート)



(9) 日常の買い物や通院等に使う交通手段 (R1 高齢者福祉計画アンケート)

		車(自分で運転)	バイク	自転車	徒歩のみ	車(人に乗せてもらう)	電車	名鉄バス	ひまわりバス	チョイソコ	タクシー	電動シニアカー	その他	無回答	
全体 (11,390 件)		52.9%	2.7%	7.9%	9.8%	9.0%	1.7%	1.5%	1.8%	0.3%	1.1%	0.1%	0.4%	10.9%	
圏域	北部圏域 (3,325 件)	57.2%	2.2%	5.9%	7.2%	8.7%	0.9%	3.5%	1.4%	0.5%	0.9%	0.1%	0.3%	11.2%	
	(豊明団地) (713 件)	40.4%	2.2%	6.0%	14.9%	7.7%	0.6%	7.9%	3.5%	0.1%	1.5%	0.1%	0.3%	14.7%	
	(その他) (2,612 件)	61.8%	2.1%	5.8%	5.1%	9.0%	1.0%	2.4%	0.9%	0.7%	0.7%	0.1%	0.3%	10.3%	
	南部圏域 (4,425 件)	50.5%	3.7%	6.6%	11.9%	9.1%	2.6%	0.3%	2.7%	0.1%	1.2%	0.1%	0.2%	10.9%	
中部圏域 (3,622 件)		52.0%	2.0%	11.4%	9.4%	9.1%	1.2%	1.0%	1.0%	0.2%	1.1%	0.2%	0.7%	10.5%	
性別 × 年齢	男性	65～74 歳 (2,638 件)	78.0%	1.5%	3.9%	5.0%	1.9%	2.3%	0.3%	0.6%	0.0%	0.3%	0.0%	0.4%	5.8%
		75～84 歳 (2,190 件)	67.2%	1.7%	6.6%	7.7%	4.0%	1.0%	0.8%	1.1%	0.1%	0.4%	0.1%	0.3%	9.0%
		85 歳以上 (440 件)	33.2%	0.9%	13.0%	13.9%	8.9%	1.8%	3.4%	2.5%	0.9%	3.9%	0.9%	0.7%	16.1%
	女性	65～74 歳 (3,111 件)	53.1%	4.1%	9.5%	8.8%	11.3%	1.5%	1.1%	1.1%	0.1%	0.4%	0.0%	0.2%	8.9%
		75～84 歳 (2,494 件)	26.7%	4.2%	10.7%	15.1%	14.4%	1.7%	3.1%	3.7%	0.7%	1.8%	0.2%	0.4%	17.2%
		85 歳以上 (499 件)	5.2%	0.0%	6.2%	19.6%	27.7%	1.6%	3.4%	5.8%	0.6%	6.0%	0.4%	1.6%	21.8%

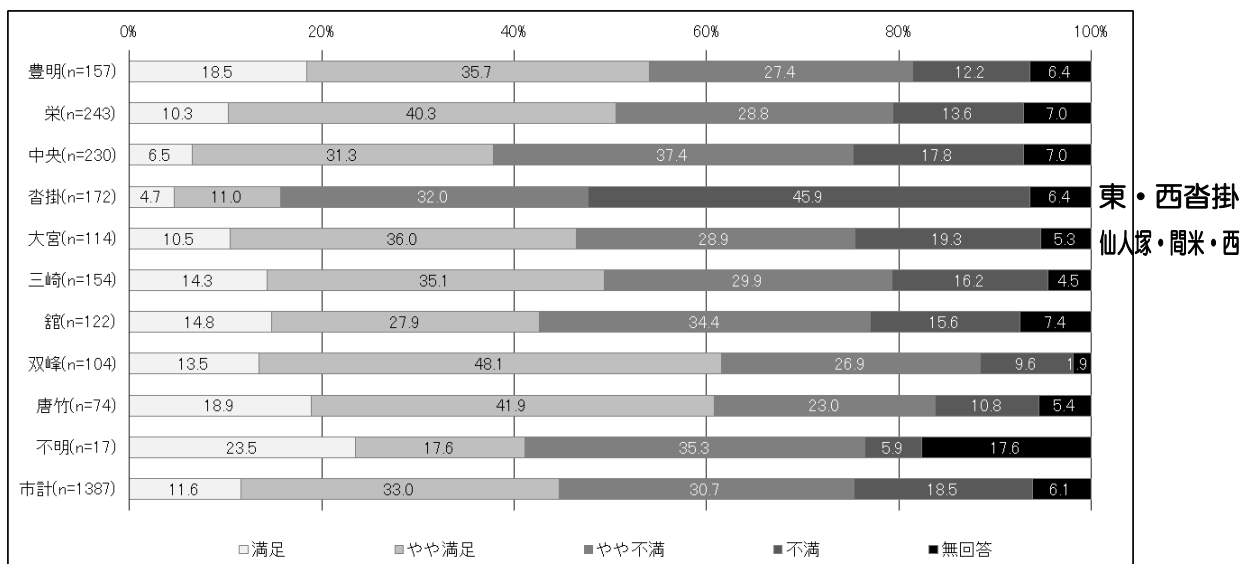
(10) 高齢者の外出回数 (R1 高齢者福祉計画アンケート)

		問2-7 外出の回数				問2-8 昨年と比べての外出の回数						
		ほとんど 外出し ない	週1回	週2～4 回	週5回 以上	無回答	とても減 っている	あまり減 っていない	無回答			
全体 (11,390 件)		2.9%	8.6%	41.6%	45.7%	1.2%	2.8%	17.7%	36.3%	42.0%	1.0%	
圏域	北部圏域 (3,325 件)	2.7%	8.8%	41.0%	46.3%	1.3%	2.4%	18.7%	36.8%	40.9%	1.1%	
	(豊明団地) (713 件)	2.8%	9.3%	37.2%	49.5%	1.3%	2.5%	21.5%	35.2%	39.4%	1.4%	
	(その他) (2,612 件)	2.6%	8.7%	42.0%	45.4%	1.3%	2.3%	18.0%	37.3%	41.3%	1.1%	
	南部圏域 (4,425 件)	2.9%	8.9%	42.1%	45.0%	1.1%	3.3%	17.2%	36.6%	41.9%	1.0%	
中部圏域 (3,622 件)		3.3%	8.0%	41.6%	45.8%	1.2%	2.7%	17.4%	35.6%	43.3%	1.0%	
性別 × 年齢	男性	65～74 歳 (2,638 件)	2.4%	6.6%	32.7%	57.9%	0.4%	2.1%	12.7%	31.0%	53.8%	0.5%
		75～84 歳 (2,190 件)	3.2%	9.1%	40.1%	46.5%	1.0%	2.5%	18.3%	37.3%	40.8%	1.1%
		85 歳以上 (440 件)	10.5%	13.2%	40.9%	32.0%	3.4%	8.6%	31.6%	31.6%	25.5%	2.7%
	女性	65～74 歳 (3,111 件)	1.0%	5.2%	42.7%	50.3%	0.8%	1.2%	13.3%	36.9%	47.9%	0.7%
		75～84 歳 (2,494 件)	2.6%	10.5%	50.7%	34.4%	1.7%	3.2%	21.3%	42.3%	31.8%	1.4%
		85 歳以上 (499 件)	11.6%	23.6%	44.7%	16.2%	3.8%	11.2%	39.1%	31.5%	15.4%	2.8%

(11) 交通不便エリア人口（令和2年3月1日現在）

	行政区	人口	65歳以上	備考
1	前後区 (仙人塚)	1,385	294	坂道が多く道路も狭いため、バスが入ることのできない地区
	西区	2,371	655	ひまわりバス停がある地区もあるが、坂道が多く利用が不便な地区
	間米区	2,012	534	
2	東沓掛区	2,512	809	ひまわりバス路線が撤退し、交通不便地域に位置付けられる地区
	西沓掛区	3,457	1,041	

(12) 公共交通に対する満足度（網形成計画：市民アンケート）



第6章 実証実験の検証項目

チョイソコ部会において、次の表の項目について検証を行う。なお、必要に応じて検証内容・検証方法を変更し、チョイソコのより良い運行計画案の策定及び豊明市の公共交通の活性化につながるための施策を検討する。

項目	検証内容	検証方法
チョイソコ利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・1日あたりの利用者数 ・時間別利用者数 ・ODデータ ・登録者のうち未利用者数 ・予約不成立状況 ・名鉄バス路線案内による誘導成立数 ・フィーダー利用状況 ・乗合率 ・リピート率 ・目的創出による利用状況の変動 	チョイソコ利用者データ
公共交通利用者の増減	<ul style="list-style-type: none"> ・利用満足度 ・自家用車依存度 ・他の公共交通の利用頻度の増減 ・以前の主な移動手段 ・免許返納状況 ・利用をやめた人の理由 ・帰りの移動手段 	チョイソコアンケート
	<ul style="list-style-type: none"> ・既存交通事業者の日中の利用者数の増減 	可能な範囲での既存事業者利用者データ
チョイソコ利用者の外出頻度及び健康状況	<ul style="list-style-type: none"> ・お出かけ頻度の変化 ・健康状況の変化 	チョイソコ（高齢者）アンケート
チョイソコの事業継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的な運営 	可能な範囲での運賃収入・協賛金等の状況